

仕事と生活の調和に係る取組と課題について

団体名： 全国中小企業団体中央会

1. 平成 23 年度の取組

(1) 講習会における周知・啓発

平成 23 年 10 月 13 日に、「次世代育成支援について～企業における両立支援～」をテーマに、中小企業や中小企業組合等の支援・指導を行う都道府県中央会指導員向けの講習会を開催、指導員の能力向上を図った。

(2) 国等のワーク・ライフ・バランスの推進活動への協力等

政府等のワーク・ライフ・バランスに関する以下の取組みについて、約 400 の会員団体等に対し、文書及び全国中央会機関誌等により周知・協力要請を行った。

- ・第 26 回男女雇用機会均等月間の実施に対する協力依頼について（厚生労働省：平成 23 年 6 月）
- ・平成 23 年度「家族の日」「家族の週間」への協力依頼について（内閣府：平成 23 年 6 月）
- ・東日本大震災の被災地におけるボランティア活動に係るボランティア休暇制度の整備及び活用の促進等に関する要請書について（厚生労働省：平成 23 年 6 月）
- ・2011 年「第 5 回ワーク・ライフ・バランス大賞」の募集協力について
(公益財団法人日本生産性本部：平成 23 年 7 月)
- ・平成 23 年度「女性に対する暴力をなくす運動の実施について」（内閣府：平成 23 年 9 月）
- ・平成 24 年度「均等・両立推進企業表彰」候補企業の募集について
(厚生労働省：平成 24 年 1 月)
- ・女性の経済活動小委員会によるシンポジウム「女性の経済活動を通じた地域経済活動の活性化」の開催について（内閣府：平成 24 年 1 月）

(3) 相談窓口の設置

全国中央会及び 38 の都道府県中央会が厚生労働大臣の指定を受け、「次世代育成支援対策推進センター」として活動。企業の一般事業主行動計画の策定・届出への取組みを支援している。（全国のセンターの 4 割を中央会が占める。）

具体的活動は、①企業等からの問い合わせ等に対応する電話・窓口相談の実施、②会員である中小企業団体等への巡回指導を通じた周知・啓発等。

(4) 政策提言の実施

平成 23 年 11 月 17 日、第 63 回中小企業団体全国大会を愛知県において開催し、全国から約 3,000 名の中小企業団体の代表が集まり大会決議を採択した。その決議の中でワーク・ライフ・バランスの推進について掲げ、後日、政府・関係省庁等に対し

要望を行った。

<都道府県中央会の取組み>

(1) 「次世代育成支援対策推進センター」の運営

全国中央会と同様に、38の都道府県中央会が、「次世代育成支援対策推進センター」として、厚生労働大臣の指定を受け、地域の中小企業を中心に、一般事業主行動計画の策定・実施のための支援をした。主な活動は、相談窓口の設置、企業訪問等による事業者相談への対応、講習会・セミナーの開催による周知・啓発、ホームページや機関誌、パンフレットによる広報等である。

(2) 都道府県補助事業等を通じた取組み

8県中央会が、県より委託又は補助を受けて、企業のワーク・ライフ・バランス支援に関する事業を実施。主な活動内容は、専門家派遣による相談・アドバイスの実施、講習会・セミナーの開催等。

また、県独自の認定制度について、企業への募集、登録証の交付、認定企業のPRの実施(茨城県、鳥取県、岡山県、香川県、大分県)や、一般事業主行動計画策定の努力義務である従業員100人以下の企業等も対象に、積極的な取組み支援を行う事業(静岡県、島根県、香川県、長崎県)等を実施した。

- ・仕事と生活の調和推進計画(茨城県委託事業)
- ・仕事と生活の調和推進中小企業支援事業(静岡県補助事業)
- ・企業の社会的責任活動普及促進事業(鳥取県補助事業)
- ・働き方の見直し促進事業(島根県委託事業)
- ・おかやま子育て応援宣言企業支援事業(岡山県補助事業)
- ・ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー業務事業(香川県補助事業)
- ・子育てと仕事の両立推進事業(長崎県補助事業)
- ・おおいた子育て応援団事業(大分県委託事業)

(3) その他

上記(1)、(2)以外に、中央会の一般事業として、県内中小企業の労務改善を目的とした活動(「岡山県労務改善団体協議会」岡山県)や、県の取組みへの参画(「ながの子ども・子育て応援県民会議」長野県)等も実施している。

2. 今後の取組予定

全国中央会では、平成24年度、ワーク・ライフ・バランスの推進に関して以下の取組みを予定している。

(1) 全国中央会の研修会・諸会議における周知・啓発

中小企業・中小企業団体を指導する中央会指導員に対し、労働時間の適正化、次世代

育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画の策定等、ワーク・ライフ・バランスに関するテーマで研修会を開催予定。

(2) 国等のワーク・ライフ・バランス推進活動への協力

国等のワーク・ライフ・バランス推進に関する取組みについて、文書及び全国中央会機関誌等により、会員である都道府県中央会、全国組合等の業界組織を通じ、中小企業への周知・協力要請を行う。

(3) 「次世代育成支援対策推進センター」相談窓口の運営

全国中央会では、「次世代育成支援対策推進センター」として、相談窓口を設置し、一般事業主行動計画策定・届出等に取り組む事業者からの相談に対応し、支援を行う。

(4) 政策提言の実施

第64回中小企業団体全国大会が10月25日に宮崎県で開催される。大会決議の中に、ワーク・ライフ・バランスに関する政策提言を盛り込み、中小企業におけるワーク・ライフ・バランス推進のための施策の充実を政府・関係省庁へ要望する予定。

3. 取組を進める中で障壁や隘路と感じていること

改正育児介護休業法により一般事業主行動計画については、中小企業においても法的義務対象となった企業を中心に認知度が高まり、実施率が増加したが、ワーク・ライフ・バランス全般については、依然として取組みが進まない中小企業は多い。その要因としては、主に以下のことが考えられる。

- (1) 企業の利益追求の活動に専念せざるを得ない経営状況
- (2) 重要性は認識しているが、実現のためのノウハウや人材等の不足
- (3) 経営者・管理職の認識不足

これらの企業に対し、自主的取組みを促すためには、下記4.に記載する支援策やメリットのPRを一層、積極的に行う必要がある。

4. 取組をさらに進めるといふ観点から政府・地方公共団体に期待すること（要望等）

(1) 制度の周知・啓発と各種支援施策の利用勧奨

一般事業主行動計画の策定・届出に関しては、従業員101人以上300人以下の中小企業における実施状況が、平成23年12月末現在、92.9%と飛躍的に増加したことは、政府を始めとする施策の周知や次世代育成支援対策推進センター等による支援活動の成果といえる。（※平成22年12月末現在、15.2%）

政府・地方公共団体におかれては引き続き、一般事業主行動計画の策定を始めとする中小企業のワーク・ライフ・バランスへの取組み促進のため、積極的な周知・啓発をお願いしたい。また、その際、制度の周知とともに、厚労省を中心に実施されている各種助成制度等の支援策についても併せてPRし、利用勧奨を行うこと。様々な支援策が実施されているが、中小企業には、十分知られているとはいえない。

(2) 専門家によるアドバイスの充実

中小企業では、大企業と異なり、実施のためのノウハウや人手がなく取組みに着手できないという企業も多い。これらの企業に対しては、社会保険労務士やコンサルタント、労働局などの専門家が、個々の企業のニーズに対応し、かつ関連法制に見合った取組みを導入できるよう、また、導入後は実施状況の点検などについてもアドバイスを実施するなどの支援策を充実させる必要がある。併せて、これらの専門家を活用する際の費用助成が有効である。

(3) 中小企業事業主の意識改革とメリットのPR

ワーク・ライフ・バランス導入のメリットや重要性の周知啓発、身近な企業の成功事例の情報提供等により、決定権限を持つ経営者・役職者の意識改革を行う必要がある。その際、ワーク・ライフ・バランスへの取組みは、余力のある企業だけのものではなく、企業のメリットに直接繋がるという点は強くPRする必要がある。

特に、人材の確保に苦慮することの多い中小企業にとっては、ワーク・ライフ・バランスの取組みを充実させることは、優秀な人材確保・定着の上で、有効な手段となり得る。

メリット

生産性の向上、従業員の定着率向上、優秀な人材確保、社会的評価、健康・安全対策（メンタルヘルス疾患防止）

5. その他

特になし